

自治体病院の存続可能な施策及び医療に関する制度の改善を求める意見書

全国の自治体病院は、地域医療の中核を担っている。しかしその多くが赤字決算であり、近年その経営状況は急速に悪化している。その主な要因は、第一として近年連続して実施された診療報酬の引き下げや社会保険制度の改定による患者数の減少等が影響して医業収入が減ったこと。第二として医師総数の抑制や研修医制度の改定により医師の引き揚げや大都市への集中化という現象を引き起こし、自治体病院の医師不足による診療科の休止や廃止につながっていること。第三として上記に掲げた状況にもかかわらず、救急医療や僻地医療等の不採算部門を含めた地域中核医療体制は維持・存続しなければならず、そのための経費は増加していること等があげられる。

このように地方の自治体病院の経営を取り巻く状況は、非常に厳しく存続の危機にまで至っており、廃止された病院も出ている。

本市の総合病院も例外ではなく、医師不足による産科の休止や診療科の縮小を余儀なくされており、また、救急医療体制の確保も困難な状況となっている。

その影響により患者数も減少の一途であり、医業収入の減少という結果となっている。本市では、県および近隣自治体と連携して医師奨学金制度の実施や病院経営における経費削減を実施し、懸命な努力を積み重ねて来ている。

このような状況下、国は、地方公共団体に「公立病院改革プラン」の策定を平成20年度内に求めており、総務省の示した「公立病院改革ガイドライン」は、本来自治体病院がかかえている根本的問題の解決方向ではなく、むしろ中核的地域医療を切り捨てようとする方向と感じられる。

よって、国においては、地方自治体が安全・安心な医療を確実に提供できるようにするため、自治体病院の果たす役割と存続可能な施策を実施するとともに医療に関する制度の改善について下記事項の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 産科を中心とする医師不足解消と医師の偏在解消のため、地域の実情に応じた医師が確保できるよう必要な施策を実施すること。
2. 地方の自治体病院の医師不足解消のため、医師に対して一定期間地域医療に従事するような制度を設けること。
3. 医師不足と不採算診療部門が解消出来るよう診療報酬を見直しすること。
4. 出産や育児による医師等の離職を防止するとともに、復職を促すための制度を確立し、必要な法改正を行うこと。

5. 医療に関する社会保障制度を改善するとともに住民が安心して治療が受けられるよう必要な法改正を行うこと。
 6. 自治体病院の果たす役割を重視し、病院存続と地域の中核的医療が確保出来るよう、経営安定化のための財政支援措置を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

岐阜県土岐市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

あて